「HCJ2027」徳島県ブース装飾委託業務・企画提案募集要領

1　目的

徳島県内企業の販路拡大を支援するため、令和９年３月１６日（火）から東京ビッグサイトで開催される「HCJ2027」に徳島県ブースを出展する。

そこで、この展示商談会の内容充実を図るため、ブース装飾に関する業務について企画提案を募集することとし、当該業務を実施する事業者を募集・選定するために必要な事項を次のとおり定める。

2　実施業務名

「HCJ2027」徳島県ブース装飾委託業務

3　業務内容

公募する業務内容については、「HCJ2027」徳島県ブース装飾委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

4　委託契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで

5　委託費上限額

２，６００千円（消費税及び地方消費税を含む）

6　委託契約の方法

（１）契約方法

簡易公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

（２）契約相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案者を契約予定者とする。

7　企画提案の参加資格

事業を効果的に実施することができる者とし、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１号の規定に該当する者でないこと。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

（３）暴力団または暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

（４）役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

① 成年被後見人または被保佐人

② 破産者で復権を得ない者

③ 拘禁刑、懲役刑又は禁錮に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることができなくなった日から２年を経過しない者

④ 暴力団の構成員等

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定または再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

（６）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条または第８条第１項に違反する者として公正取引委員会または関係機関に認定された日から２年を経過しない者でないこと。

（７）労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。

（８）特定の政治活動または宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

（９）事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がないこと。

８　企画提案の参加･応募方法

（１）提出書類及び部数等

次の書類等を作成し、提出すること。ただし、１、２（３）・（４）、３、４、５については、正本１部、副本４部、２（１）・（２）・（５）については、正本１部を提出すること。

内容	サイズ	提出期限
１　参加申込書（様式第１号）	Ａ４版	令和８年１２月１１日
２　添付書類 （１）法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※写し不可 （２）個人事業者の場合は個人事業開始届の写し （３）会社等の概要が分かる書類（パンフレット等） （４）直近３期分の決算書またはこれに類する書類 （５）事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がない旨の証明書	Ａ４版	令和８年１２月１１日

3　企画提案書（様式第２号） 本事業の事業目的を踏まえた企画	Ａ４版	令和８年１２月１８日
4　類似業務実績調書（様式第３号） 業務実績（令和 5 年度以降に受託した類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について記載	Ａ４版	令和８年１２月１８日
5　委託業務に係る経費の見積書（様式第４号）	Ａ４版	令和８年１２月１８日

（２）参加申込書及び添付書類の提出期間

令和８年１１月２７日から１２月１１日までとする。

なお、本事業の企画提案に参加しようとする者は、上記期間内に提出しなければ参加できないこととする。

（３）企画提案書・類似業務実績調書・委託業務に係る経費の見積書の提出期間

令和８年１１月２７日から１２月１８日までとする。

なお、提出期限までに提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。

（４）提出方法

持参（土日祝日を除く）または送付（提出期限内に必着。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）によること。

（５）提出先及び問い合わせ先

徳島県 経済産業部 商務戦略課 商務流通担当

〒７７０-８５７０ 徳島県徳島市万代町１丁目１番地

TEL ０８８-６２１-２３２１　　FAX ０８８-６２１-２８９７

E-mail　syoumusenryakuka@pref.tokushima.lg.jp

9　応募に際しての留意事項

（１）次のいずれかに該当する場合には、失格または無効とする。

①　参加資格、提出方法、提出先または提出期限に適合しない場合

②　虚偽の内容が記載されている場合

③　記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合

④　「募集要領」、「仕様書」に適合しない場合

⑤　その他不正な行為等があったと県が認めた場合

（２）その他

①　応募は１参加者につき１件とする。

②　書類の作成はＡ４縦版（片面印刷）横書きとし、フォントは１１ポイント以上で作成すること。なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡素なものとすること。

③　書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位に限る。

④　企画提案書の作成、提出等応募及びプレゼンテーションに要する一切の費用は、応募者の負担とする。

⑤　提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

⑥　提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用を行わない。

⑦　提出された企画提案書は、原則返却しない。

⑧　原則として、本業務の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合は、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

⑨　提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続を完了するまでは県と当該法人等との契約関係が生じるものではない。

⑩　業務の実施にあたっては、関係各所と十分協議しながら事業を進めるものとする。

⑪　契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権及び所有権は県に帰属する。

⑫　本要領及び仕様書に定めのない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

10　応募書類等に係る質問

（１）質問の受付期限

令和８年１２月３日（木）

（２）質問書の提出方法

質問書（様式第５号）により行うものとし、８の（５）に示す提出先まで電子メールまたはファクシミリにより受け付ける。

（３）質問の内容

原則として、当該事業に係る条件や提案書提出手続に関する事項に限るものとする。

（４）質問に対する回答

徳島県のホームページ（https://www.pref.tokushima.lg.jp/）に掲載する。

なお、質問書の提出は応募希望者に限る。

11　審査及び結果通知

（１）審査方法

県が別に設置する審査委員会において、書面による審査で最優秀提案者を選定する。

（２）提案者が１者又は無い場合の取扱い

提案者が１者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とする。

また、基準点に満たない場合、又は提案者が無い場合は、再度公募を実施する。

（３）審査基準

審査委員は、次の観点に基づき審査する。

① 企画提案のデザイン性
② 業務運営にあたっての実現性・計画性
③ 類似業務の受託実績
④ 委託業務に係る経費の妥当性

（４）審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

（５）審査結果に対する異議申立ては受理しない。

12 日程

募集開始	令和８年１１月２７日（金）
質問受付締切	令和８年１２月３日（木）
回答掲載	令和８年１２月８日（火）
参加申込書・添付書類の提出期限	令和８年１２月１１日（金）
企画提案書の募集締切（提出期限）	令和８年１２月１８日（金）
審査委員会（企画提案書等の書面審査）	令和８年 12 月下旬 ～令和９年１月上旬
審査結果通知・契約・業務開始	令和９年１月中旬

13 契約の締結

（１）委託契約

① 審査委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。
② 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
③ 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。
④ 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。